

令和4年第24回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和4年9月16日（金）午前10時開議

日程第 1 議案第11号

住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 2 認定第1号

令和3年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第 3 認定第2号

令和3年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第 4 認定第3号

令和3年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第 5 認定第4号

令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第 6 認定第5号

令和3年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第 7 認定第6号

令和3年度住田町下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会）

日程第 8 請願審査報告

請願第3号

5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願

日程第 9 請願審査報告

請願第4号

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願

日程第 1 0 請願審査報告

請願第 5 号

新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願

日程第 1 1 閉会中の継続審査申出

請願第 6 号

町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事について

日程第 1 2 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	水野正勝君	2 番	荻原勝君
3 番	佐々木初雄君	4 番	佐々木信一君
5 番	佐々木春一君	6 番	村上薫君
7 番	阿部祐一君	8 番	林崎幸正君
9 番	菊池孝君	10 番	高橋靖君
11 番	菅野浩正君	12 番	瀧本正徳君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	横澤広幸君
町民生活課長	鈴木絹子君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君

建設課長	佐々木	真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	佐々木	光彦君
林政課	菊田	賢一君	教育次長	多田	裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長	菅野	享一	係長	高橋	京美
--------	----	----	----	----	----

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） 議会の諸般報告。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1 議案第11号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第11号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援が令和4年12月31日まで延長されることになったことから、傷病手当の支給を始める日について、所要の改正をしようとするものです。

それでは対照表により説明いたします。

附則の傷病手当の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和4年9月30日までを傷

病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年12月31日までと改正しようとするものです。

この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第2～日程第7 認定第1号～認定第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、認定第1号 令和3年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算の認定について、日程第6、認定第5号 令和3年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について、日程第7、認定第6号 令和3年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、阿部祐一君。

[決算審査特別委員会委員長 阿部祐一君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（阿部祐一君） 令和4年9月7日、本委員会に付託されました、令和3年度住田町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算及び令和3年度簡易水道事業並びに下水道事業会計決算の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月7日の本会議において設置され、委員長には私、阿部祐一。副委員長には水野正勝君が選出されました。

審査年月日及び審査結果については、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

今回の審査は、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症の拡大の中で始まり、神田町政が掲げる医・食・住の充実を柱に、新たな総合計画の2年度として、医療環境の充実、農林業の振興、移住・定住の促進、子育て・教育環境の充実をはじめとした計画された予算がその趣旨と目的に沿い、適切・効果的に執行されたか、どのように行政効果が発揮できたか、町民福祉が図られたかを観点に審査・質疑を行いました。

令和3年度一般会計に関わる決算規模は、歳入57億4,547万324円で、地方交付税が50.7%、国庫支出金、県支出金合わせて20.4%と依存財源の比率が80.6%と高く、町税などの自主財源は19.4%と低く、財政基盤の弱い体質となっております。

歳出は、55億1,906万9,615円で、主なものとしては1つ目として、新型コロナウイルスワクチン接種対策や体制事業として5,944万円。

2つ目、新型コロナウイルス感染症対策事業として発行された、使って応援住田チケット事業8,477万円。

3つ目、産業振興として、畜産競争力強化整備補助金4億1,898万円。

4つ目、子育て世帯への臨時特別給付金として4,960万円。

5つ目、コミュニティバス運行やバスの購入費として3,125万円。

6つ目、町道新設改良に8, 142万円。

7つ目、防災行政無線親局更新に5, 390万円。

8つ目として、住田高校魅力化事業に1, 951万円などの事業が実施されました。

これらの諸政策が実施されたことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた町民や町内事業者の経済対策、子育て世帯への支援対策が拡充されたものと評価するものであります。

当町の財政状況は財政健全化判断比率が示すとおり、実質公債費比率が9%で、早期健全化比率25%を大きく下回っております。将来負担比率は発生しておらず、健全な財政を維持しています。

次に、国民健康保険特別会計の歳入決算額は7億3, 744万348円で、歳出決算額は6億6, 872万4, 340円です。事業財源の確保と町民が安心して医療が受けられる体制の維持に努められたい。

介護保険特別会計では、歳入決算額9億9, 707万3, 650円で、歳出決算額は9億6, 783万8, 984円であります。今後利用者の増加が見込まれることから、一層の介護予防に努められたい。

後期高齢者医療特別会計の歳入決算は7, 386万9, 085円で、歳出決算額は7, 333万8, 347円です。後期高齢者の健康維持や、医療費の負担軽減に努められたい。

住田町簡易水道事業及び下水道事業会計は、特別会計から公営企業会計に移行しての2年目の決算となりました。いずれの事業も、人口減少や、水需要の減少により収益の改善は期待できない状況であります。施設の適正な維持管理や、長寿命化対策などの課題を抱えておりますが、さらなる経営努力により、効率的な事業運営と効果的な町民サービスが提供されることを望みます。

以上、各会計には、共通して収入未済額が見られます。適切な納付相談や、滞納初期における迅速な対応など、債権管理条例による速やかな対応を図るなど、発生防止に努めてほしいと思います。

3日間の決算審査では、一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出全般に多くの質疑、意見が出たところです。

審査の結果、各会計の認定については、9月14日総括質疑の後に採決を行い、一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計、歳入歳出決算、簡易水道及び下水道事業会計決算は、全て賛成多数で認定することに決定しました。

以上、審査に当たられました各委員並びに町当局、各行政委員会の皆様の御協力に感謝申し上げます、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号 令和3年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和3年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第3号 令和3年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第4号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号 令和3年度住田町簡易水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第5号 令和3年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号 令和3年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第6号 令和3年度住田町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第8 請願審査報告 請願第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、請願審査報告、請願第3号 5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋 靖君。

[総務教民常任委員長 高橋 靖君登壇]

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第3号 5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願であります。

令和4年9月6日、第24回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第3号 5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和4年9月7日に当委員会を開催し、全員出席の下に審査し、不採択とすべきものと決定したところであります。

請願者は、岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、すみたの子どもたちの未来を守る会、佐々木公一氏であります。紹介議員は水野正勝議員であります。

請願の内容は、普通の風邪と大差ない感染症に対してワクチンの特例承認を取り消すべきであり、ほとんど重症化しない子供たち、若者に対して、コロナワクチン接種を推奨するメリットは全くなく、デメリットしか考えられないことから、5から11歳への新型コロナワクチン接種の努力義務規定の撤回と子供たち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を求める意見書を国へ提出するよう請願するものであります。

議員からは現状において継続審査にすべきとの意見も出たところでありますが、他方、ワクチン接種に関する報道も多く、必要な情報も提供されていること、また努力義務であり、個人の判断による点などから、全国一律化の制度には疑問であると不採択の意見が多数であり、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したものであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各人の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1番、水野正勝であります。5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願について、国へ意見書を提出すべきとの立場から賛成討論を行います。

今般、5から11歳の新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、努力義務の適用がなされました。これは主に一度も接種していない小児を対象とした接種促進であり、当初の新型コロナウイルスである武漢株対応の従来ワクチンを、オミクロン株変異体に置き換わった現在の状況にもかかわらず進めていくとの方針であります。新型コロナワクチンにおきましては、中長期的な人体に対する影響の全容はいまだ解明されておりません。また、全ての治験がいまだに終了していないことはもとより、接種をした18歳未満の子供たちにおきまして6月10日時点で、死亡事例を含めた914件の副反応疑い報告が公表されております。感染予防効果につきましても、オミクロン株変異体に置き換わった現在においては、武漢株対応の従来ワクチンを接種しましても予防効果はほとんど見込めません。重症化予防対策であります。そもそも若年層ではオミクロン変異体の感染によってほぼ重症化はしておりません。海外における小児接種の対応であります。基本的に重症化リスクの高い小児に限って推奨されている状況であり、健康で元気な小児も含めた全面接種に努めるべきとの方針を打ち出している国は、世界で日本たった1国であります。本国におかれまして武漢株対応の従来ワクチンの確保本数は約8億8,000万本と言われており、国民1人当たり約7回分のワクチンが既に確保されております。しかし、御承知のとおり、使用されたワクチン総数は

半分にも至っておらず、多くの在庫を抱えている状況にあるものと捉えます。

今般、新たなワクチンの接種へと切り替わりが進もうとしている状況にあるわけですが、このタイミングでの小児への接種促進は、古い型の従来ワクチンの在庫処分施策としか捉えられない、国民の健康と命を脅かす無責任で合理性の乏しい政府の事情を解消することを優先した、愚行の最たるものであると考えます。ワクチン被害者のほとんどは因果関係不明とされ、誠意ある検証や原因究明はいまだに行われておりません。これらの実情を捉えれば、発育段階にあり、先行き長い将来ある子供たちへの接種はなお一層慎重に進めるべきであり、確かな安全性と接種意義が伴うまでは努力義務規定の撤回はもとより、若年層への接種も即時に一時中止すべきであります。

以上のことから、本請願を採択し、国へ意見書を提出すべきと考えることから、賛成の立場を表明し、討論といたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、請願第3号 5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第3号 5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、5～11歳への新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第9 請願審査報告 請願第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、請願審査報告 請願第4号 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋 靖君。

[総務教民常任委員長 高橋 靖君登壇]

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第4号 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願について。

審査報告令和4年9月6日、第24回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第4号 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和4年9月7日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、すみたの子どもたちの未来を守る会、佐々木公一氏であります。紹介議員は水野正勝議員であります。

請願の内容は、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと比較して患者数は10分の1以下である。県内における死亡者は高齢者、基礎疾患のある方に偏在しており、重症化率・致死率に対する過大なリスク評価に基づいた指定感染症への指定は、財政の逼迫、町民生活の困窮化を招く要因となることから、新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を求める意見書を国へ提出するよう請願するというものであります。

委員からは指定解除について、国の動向を注視するため、継続審査とすべきとの発言も出たところであります。他方、感染拡大の中での指定解除への疑問、全国一律の指定解除は医療資源が地域により偏在しているところであり、様々な形で住民負担が発生する懸念もあるなど、不採択にすべきものとの意見が多数であったことから、当委員会への審査結果を不採択にすべきものと決定したのであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理

解いただき、各人、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第4号 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第4号 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第4号 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第10 請願審査報告 請願第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、請願審査報告 請願第5号 新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○事務局長（菅野享一君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋 靖君。

〔総務教民常任委員長 高橋 靖君登壇〕

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第5号 新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願について。

令和4年9月6日、第24回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第5号 新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和4年9月7日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、不採択すべきものと決定したところであります。

請願者は岩手県気仙郡住田町上有住字中沢70-1、すみたの子どもたちの未来を守る会、佐々木公一氏であります。紹介議員は水野正勝議員であります。

請願の内容は、新型コロナワクチンの接種について、町民と医療従事者の保護の観点から、ワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定について請願するというものであります。

委員からは医療等に関する必要な事項は国が定めており、また多くの情報が報道されている点、資料などの提供がある中で、接種については個人の判断によることなどから、不採択にすべきものとの意見が多数であり、当委員会への審査結果を不採択にすべきものと決定したのであります。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各人の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第5号 新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第5号 新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第5号 新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセントのガイドライン策定に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第11 閉会中の継続審査申出 請願第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、閉会中の継続審査申出 請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事についてを議題とします。

産業経済常任委員長より目下委員会において審査中の事件について住田町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査申出があります。お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の閉会審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第6号 町道清水沢只越線の改良舗装工事及び林道只越線の町道認定並びに改良舗装工事については委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第12 議員派遣の件

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条13項及び会議規則第120条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第24回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員